

令和5年7月10日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和5年7月10日付

市民病院職員の懲戒処分について

令和5年7月10日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

記

- 1 所属及び職種 豊川市民病院 医師
- 2 年齢及び性別 30代 男性
- 3 処分内容 停職3月
- 4 処分理由

(1) 事案概要

当該職員は、令和5年6月11日(日)、名古屋市中村区の商業施設内で、17歳の少女のスカートに小型カメラを向けて盗撮を行ったとして、同日、愛知県迷惑行為防止条例違反の疑いで中村警察署に現行犯逮捕されました。

その後、警察での取り調べと検察への送致を経て釈放され、6月29日付通知で不起訴とされたもの。

なお、盗撮行為に関しましては勤務時間外に名古屋市内で行われたものであり、当該職員の勤務先である豊川市民病院内では一切行われていないことを申し添えます。

(2) 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為」に違反し、同法第29条第1項第1号「法律に反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するもの。

- 5 処分年月日
令和5年7月10日

6 病院事業管理者コメント

これまで「信頼される医療の提供を通じて、地域住民の健康づくりに貢献する」という基本理念に基づいて病院運営に務めてまいりましたが、非常に



身勝手に悪質な行為により職員が逮捕されたことは、皆様の信頼を著しく失墜させる事態となり誠に遺憾であります。市民をはじめ関係する方々に深くお詫び申し上げます。

この事実を厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起きないように、職員に対する綱紀保持及び服務規律の周知徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

7 今後の対応及び再発防止

職員の逮捕及び不起訴処分となったことを受け、豊川市民病院では7月10日付けで病院事業管理者名の通知を発出し、全ての職員に対して綱紀の保持及び服務規律の確保を徹底するよう強く要請しました。

【お問合せ先】

豊川市民病院事務局庶務課 小野田

TEL:0533-86-1111 E-mail: byoinshomu@city.toyokawa.lg.jp